

# 京都府京都市「宿泊税」の変更について

## 1. 変更の理由 〔京都市協議書より抜粋〕

京都市では、平成30年10月に宿泊税を導入し、「市民・観光客双方にとって安心・安全な受入環境の整備」、「京都観光における更なる質・満足度の向上」、「京都ならではの文化振興・美しい景観の保全」など、市民・観光客双方の満足度を高める取組の財源として活用してきた。税収は、令和元年度に42億円となり、その後、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い著しく減少したものの、令和5年度決算では過去最高の52億円となっている。また、いわゆる「民泊」を含む全ての宿泊施設を対象とし、宿泊税として全国で初めて免税点を設けない制度であったが、令和元年度～令和5年度の通算申告率が99.12%となるなど、納税者の理解と特別徴収義務者である宿泊事業者の協力の下、安定的な徴収が実現している。

一方で、近年の観光需要の本格的回復に伴い、公共交通機関の混雑をはじめ、ごみやマナーといった観光課題が再燃・顕在化し、これにより、観光に対する市民意識が減退するという状況が生じている。

京都市では、観光政策の理念として、「市民・観光客・事業者三者の満足度が高く、新たな魅力や価値の創造等にもつながる持続可能な観光」を掲げているが、その実現に向けては、多様で奥深い魅力を活かした「観光」の推進に加えて、市民生活と観光の更なる調和・両立を図るため、観光課題対策はもとより、観光が市民生活の豊かさにつながっていることを実感できるような施策の推進が必要である。

このような施策（①観光を通じた京都の魅力の継承・発展、②文化の力を活かした価値創造、③品格ある景観創造、④観光課題対策の着実な実施、⑤市民・観光客双方の利便性向上や安心安全につながる都市基盤整備）に要する財政需要は、宿泊税充当額の概算で約130億円程度を見込んでいる。その財源を確保するに当たり、観光客（宿泊者）にも応分の負担をいただくため、宿泊税の税率を引き上げるものである。

## 2. 概要

[京都市協議書より]

|         |   |
|---------|---|
| 課税団体    | 京都府京都市  |
| 税目名     | 宿泊税（法定外目的税）   |
| 課税客体    | 京都市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為<br>・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所<br>・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅  |
| 税収の用途   | 国際文化観光都市としての魅力を高め、及び観光の振興を図る施策に要する費用  |
| 課税標準    | 上記施設における宿泊数   |
| 納税義務者   | 上記施設における宿泊者   |
| 税率      | 1人1泊について、次の宿泊料金の区分に応じて定める額<br>・ <u>6千円未満</u> 200円<br>・ <u>6千円以上2万円未満</u> 400円<br>・ <u>2万円以上5万円未満</u> 1,000円<br>・ <u>5万円以上10万円未満</u> 4,000円<br>・ <u>10万円以上</u> 10,000円 |
| 徴収方法    | 特別徴収  |
| 収入見込額   | （平年度）約126億円   |
| 課税免除等   | ・ 修学旅行等の参加者（引率者も含む）<br>・ 認定こども園、保育所等の行事の参加者（引率者も含む）   |
| 徴税費用見込額 | （平年度）約5億円   |
| 課税を行う期間 | 条例施行後5年を目途に見直しを行うこととする規定あり  |

※ 下線部が変更箇所を示す。

### 3. 同意要件との関係

京都市宿泊税について、地方税法第733条に規定する不同意要件に該当する事由があるかどうか検討する。

○地方税法（昭和25年法律第226号）（抄）

（総務大臣の同意）

第733条 総務大臣は、第731条第2項の規定による協議の申出を受けた場合には、当該協議の申出に係る法定外目的税について次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならない。

一 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。

二 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。

三 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済対策に照らして適当でないこと。

(1) 「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。」

#### ① 課税標準

宿泊行為に関連して課税される既存の税目としては、消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）があるが、京都市宿泊税の課税標準は「宿泊施設への宿泊数」であり、一泊当たりの定額で課税するものであるのに対し、消費税の課税標準は「課税資産の譲渡等の対価の額」であることから、両者の課税標準が同じであるとはいえない。

#### ② 住民の負担

京都市の宿泊税額については、必要な財政需要を確保するため、段階的定額制の区分を従前よりも細分化し、高価格帯の宿泊施設に宿泊する者に相対的に多くの負担を求める仕組みとして設計されているものであり、各区分において、住民の負担が「著しく過重」といえるか否かについて、個別に整理する必要がある。

・「6,000円未満」（税額200円）

本区分に係る税額については、従前の宿泊税額（200円）から変更がないものであり、また、国内の他の宿泊税導入事例においても、一律200円の定額制が多く採用されていることを踏まえると、住民の負担が著しく過重とまではいえない。

・「6,000円以上20,000円未満」（税額400円）、

「20,000円以上50,000円未満」（税額1,000円）

本区分は、市内の宿泊者数の約85%を占める主要な価格帯であり、税収の基盤として重要な位置を占めることから、財政需要の増大に対応し、従前の宿泊税額（200円・500円）から2倍（400円・1,000円）の税額に引き上げて設定されている。

担税力の観点からは、市内における5万円未満の宿泊者の合計消費額に対する宿泊税の負担割合（加重平均で算出）は概ね1～2%である。

また、京都市の調査に基づいた試算では宿泊税の平均実負担率は3.6～3.7%であり、国内の先行事例（ニセコ町：2万円以上5万円未満 700円（負担率：3.5%））、倶知安町：3%）と比較しても同水準であることから、住民の負担が著しく過重とまではいえない。

- ・ 「50,000円以上100,000円未満」（税額4,000円）、  
「100,000円以上」（税額10,000円）

本区分は、高額な価格帯に対して他区分と比較して相対的に高い負担を求める趣旨のもと、従前の宿泊税額（1,000円）から大幅に引き上げた税額（4,000円・10,000円）に設定されており、国内の先行事例と比較しても、本区分の税額は相対的に高い水準に位置していると考えられる。一方で、以下の点を考慮すると住民の負担が著しく過重とまではいえない。

- ① 本税率について宿泊事業者から理解を得られている。
- ② 市内における5万円以上の宿泊者の合計消費額に占める宿泊税の負担割合（加重平均で算出）は概ね3～5%。
- ③ 国際的にみると、宿泊税単独及び宿泊税及び消費税の合計額を、特に宿泊税を観光財源として重視している外国の観光都市と比較して、突出して高いというわけではない。

（例）宿泊料金10万円以上のホテルに滞在する場合、

京都市(日本)：宿泊税10%相当＋消費税10%（＝税負担 20%）

アムステルダム(オランダ)：宿泊税12.5%＋消費税9%（付加価値税）  
（＝税負担 21.5%）

オマハ(アメリカ)：宿泊税10.5%＋売上税7%＋雇用強化地域税3%  
（＝税負担 20.5%）

エジンバラ(イギリス)：宿泊税5%＋消費税20%（＝税負担 25.0%）

また、京都市の調査に基づいた試算では、本区分における宿泊税の平均実負担率は6.4%～6.5%ではあるが、その調査方法によれば公共交通機関等を利用しない外国人富裕層の捕捉が困難であり、高価格帯の調査対象においては母集団よりも平均宿泊料金が低くなっている可能性があることを踏まえると平均実負担率は上記の試算結果よりも低くなる可能性があるところである。

以上の事情に鑑みて、本区分の税額は相対的に高額な設定ではあるものの、住民の負担が著しく過重とまではいえない。

上記のとおり、京都市の宿泊税については「住民の負担が著しく過重」とまではいえず、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」には該当しないと考えられる。

(2) 「地方団体間における物の物流に重大な障害を与えること。」

京都市宿泊税は、京都市内に所在する「宿泊施設への宿泊行為」を課税客体とするものであり、地方団体間の物の流通を阻害するような内国関税的なものとはいえず、「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること」には該当しないと考えられる。

(3) 「(1) 及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当ではないこと。」

京都市宿泊税は、(1) ②のとおり著しく過重な税負担であるとまではいえ、観光振興や人の交流の観点から、それらの妨げとなるものではないと考えられる。

さらに、この宿泊税の用途は、観光の振興を図る施策に充てられるものであり、それを含めて考えれば、本税は観光施策を推進するためのものといえる。

また、「観光立国推進基本計画」(令和5年3月31日閣議決定)では、「世界に誇る観光地形成に向けて、その司令塔となる観光地域づくり法人(DMO)の形成を促進するとともに、外部専門人材の登用や中核人材の確保・育成、宿泊税、入湯税等の持続可能な財源の確保等の体制強化を支援する」とされており、本税は、こうした国の観光施策の方向性とも軌を一にするものと考えられる。

したがって、「(1) 及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと」には該当しないと考えられる。